

第 2 回 石川町 農業委員会 総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 2 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 2 7 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 5 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 7 号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

(4) 議案第 8 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 9 名

1 番	黒崎	佳奈	2 番	鈴木	義延	3 番	永沼	善恵
4 番	岩谷	金良	5 番	野内	誠	6 番	大串	政一
7 番	近内	貞夫	8 番	泉	利夫	9 番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 11 名

1 2 番	佐川	正治	1 3 番	添田	文彦	1 4 番	小針	淳一
1 5 番	渡邊	健一	1 6 番	伊藤良	平次	1 7 番	小豆畑	元
1 8 番	添田	健	1 9 番	円谷	和司	2 0 番	近内	壽夫
2 1 番	矢内	常男	2 2 番	福田	正三			

5 欠席委員

農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 1名

11番 近藤 強

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 会田 勇輝

議 長 本日の農業委員の出席は9名です。
定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議ないものと認め、5番 野内誠委員、6番 大串政一委員 を指名いたします。

(1) 議案第5号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長 議事に入ります。
議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)
只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1から番号4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
令和7年2月10日、午前10時より、譲受人の〇〇〇〇氏と農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と、農業委員の私の4人で、字〇〇〇〇番、外12筆で計12筆で、地目 田の11, 419㎡と、地目畑の2, 210㎡を調査しました。
場所は、石川町役場から国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面に向い、1km先の信号機を左折し農免道路に入り500m進んだ字〇〇〇〇方面に右折し5000m進んだ〇〇〇〇のの周辺に位置します。
当該地は、譲受人の姉で譲渡人の妻が相続し、その後、譲渡人へ所有権が移動しましたが、自宅が遠方であることから耕作できず、当該地に近い譲受人に長年耕作をお願いしていました。

譲渡人は、今後も耕作することが出来ないことから、当該地を無償で贈与することで合意に至りましたので、今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

2月10日午前10時から、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏、近藤強氏と農業委員の私の5人で現地調査を行いました。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約6.5kmの〇〇〇〇を左折し約1km先右字〇〇〇〇番です。

譲渡人吉田真樹氏は、自宅から離れた一枚だけのほ場のため効率が悪いので、知人に貸していましたが、高齢のため作れなくなり〇〇〇〇氏に譲渡することにしました。

譲受人〇〇〇〇氏は、自宅に隣接しているので作業性が良く、効率的に規模拡大ができるということです。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

令和7年2月9日午前9時から、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の福田正三氏、渡邊健一氏と農業委員の私の5人で調査をしました

申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向かい県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇橋を左折し〇〇〇〇方面へ約1km進むと〇〇〇〇があり、〇〇〇〇より約200mほど進んだ県道左側に位置する大字進んだ県道左側に位置する大字〇〇〇〇番、地目 田、759㎡になります。

申請理由は、譲渡人は現在〇〇〇〇に住んでおり、当農地を貸して耕作していましたが、3年ほど前から借り手の人も高齢のため耕作できなくなり、現在農地は耕作されていません。当該地に隣接した所で耕作している譲受人が引き続き耕作できるとのことで今回譲渡することになりました。譲受人は、現在規模拡大を図っているところであり、農業経験豊富な人材を雇用しており、耕作していくの問題ありません。当農地を整備することにより、遊休農地の解消にもつながり、景観もよくなることから問題ないものと思われます。また、地域農業活動の取り決めを守り、積極的に参加、協力していくとのことであります。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

- 議 長 異議のないものと認め、議案第 5 号農地法第 3 条第 1 項番号 3 について、承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きまして、農地法第 3 条第 1 項番号 4 を調査されました野内誠委員に報告を求めます。
- 野内誠委員 農地法第 3 条第 1 項番号 4 を調査した結果を報告いたします。
- 2 月 1 0 日午前 1 0 時 3 0 分より、譲渡人〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の佐川正治氏、近藤強氏と農業委員の私の 5 人で行いました。
- 場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約 7. 5 k m の〇〇〇〇先の交差点を左折し約 7 0 0 m 先の大字〇〇〇〇番の 7 4 7 m²です。
- 譲渡人〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏は共有名義のこの土地を、高齢のため耕作出来なくなり後継者もないため譲渡を検討していたところ、近くに住み近隣に畑を所有する〇〇〇〇さんに譲渡することになりました。
- 〇〇〇〇さんは現在兼業農家ですが、規模拡大していく意欲があり、近い将来担い手になれる人材です。
- 以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 只今報告のありました農地法第 3 条第 1 項番号 4 の件について、何かご質問等ございませんか。
- (「質問なし」の声あり)
- 議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
- 本案を承認することにご異議ございませんか。
- 《「異議なし」の声あり》
- 議 長 異議のないものと認め、議案第 5 号農地法第 3 条第 1 項番号 4 について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

- 議 長 次に、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号１は第３種農地、番号２及び番号３は第２種農地であります。

議長 農地法第５条第１項番号１を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第５条第１項番号１を調査した結果を報告いたします。

利和７年２月１０日１０時２５分から、譲受人代理人の〇〇〇〇一氏、荒木局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の６人で現地確認しました。

申請地は、大字〇〇〇〇番 地目 田 ４３９㎡と大字〇〇〇〇番 地目 田 ７４７㎡とです。所有者は〇〇〇〇氏です。譲受人は〇〇〇〇氏です。

当該地は、〇〇〇〇より〇〇〇〇線を東へ４００ｍ先〇〇〇〇より町道を東へ１００ｍの地転に位置し、転用目的は太陽光発電設備の設置であります。北側及び南側は町道で東側及び西側は休耕地です。

日照等の影響はなく雨水は自然地下浸透で周囲には排水路もあり近隣の農地に与える影響はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第５条第１項番号１の件について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第６号農地法第５条第１項番号１について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第５条第１項番号２を調査されました永沼善恵委員に報告を求めます。

永沼善恵委員 農地法第５条第１項番号２を調査した結果を報告いたします。

２月１０日午前９時より、荒木事務局長、岸浪係長、譲受人代理人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員添田健氏と農業委員の私の５人で現地を

確認しました。

申請地は国道〇〇〇〇号線〇〇〇〇手前を右折し〇〇〇〇を直進し〇〇〇〇方面へ向かい約2km進み、〇〇〇〇を右折し100m行った右側の大字〇〇〇〇番他5筆の田930.09㎡、畑126.96㎡です。

転用の目的は、材木仮置き場及び通路です。

被設定人は、大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏で、山林の伐採作業を請け負っており、一時保管する場所を必要とし、その為、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有の田、畑を借用し、一時保管したいとのことです。

被設定人は、山林の伐採作業を請け負い、山林から木材を搬出するにあたり一時保管する場所を必要とし通常多くは山林内で保管します。

本件、伐採場所においては鉄板を敷きしめ作業し短時間で撤去することができ、農地法に抵触することを知りませんでした。

農業関係者から利用地が農地法に抵触状態であることを指摘され、今回の申請に及んだものです。

申請地は、休耕地で地主の理解も得られ、6ヶ月程度で工事完了の予定です。

木材置き場には鉄板を引き公道に接し緩やかで安全な通路を確保できるため、本地意外の選考はあり得ないとの結論に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

令和7年2月10日10時30分より譲受人代理人、行政書士白石芳郎氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と農業委員の私の6人で現地確認しました。

申請地は、〇〇〇〇氏所有の大字〇〇〇〇番 地目 畑 地積 1, 4 2 3 m²です。

譲受人は、〇〇〇〇氏です。

場所は、役場より〇〇〇〇号線を北へ800m先を右折し、食堂ひさご入口より町道を東へ300m先の左側に位置します。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。東側は町道、南側は駐車場、西側は山林、北側は住宅進入路（雑種地）です。雨水は地下浸透とし、盛土、切土の土地造成工事は実施しなく、現状のまま利用するので土砂流出等近隣に及ぼす影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

（4）議案第7号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長 議事に入ります。

議案第7号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました番号1の編入であります、中山間地域等直接支払交

付金事業の対象農地に位置付けるための編入であります。番号2及び番号3の除外であります。一般住宅建築による除外であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件をすべて満たしております。番号4であります。農用地区域内の農地から農業用施設への用途区分の変更であります。

議長 只今、報告のありました石川農業振興地域整備計画変更番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第7号 石川農業振興地域整備計画変更番号1について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、石川農業振興地域整備計画変更番号2を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 石川農業振興地域整備計画変更番号2を調査した結果を報告いたします。
2月10日午前9時45分から、荒木事務局長、岸浪係長、農政課佐川主事、事業計画者の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の佐川正治氏、近藤強氏と農業委員の私の立ち会のもと調査を行いました。
場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約6kmの〇〇〇〇を右折し、約2km先〇〇〇〇を右折、約1km先左側の大字〇〇〇〇番1、2、661㎡のうち470㎡です。
〇〇〇〇氏は、妻の実家に両親、姉家族と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭になり自己住宅が必要になりました。
現在、妻の実家の家業である農家を手伝いながら会社勤めをしており、今後も継続していきたいと考えており、実家の近くに建築を希望していました。
申請地の所有者〇〇〇〇氏は、現在農業をしておらず長年休耕地になっており、売買の意思も確認できており、今回の申請に至りました。
取水は、南側道路に敷設してある町上水道より取水します。雨水は、自然浸透及び東側町道の既設側溝に排水します。汚水は合併浄化槽で処理後、

東側側溝に排水します。外構工事を適切に行い、周囲の農地に土砂の流出が無いようにします。

住宅建築により周辺農地への日照の問題も生じません。

取得した農地の残りは、妻の父が営農地として李硫黄する予定です。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました石川農業振興地域整備計画変更番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第7号石川農業振興地域整備計画変更番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、石川農業振興地域整備計画変更番号3を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 石川農業振興地域整備計画変更番号3を調査した結果を報告いたします。
2月10日、10時より事業計画者、土地利用者の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長書、農政課 佐川主事、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と農業委員の私7人で現地確認しました。申請内容は農用地区域からの除外です。

申請地は大字〇〇〇〇番、地目 畑の499㎡です。土地所有者は〇〇〇〇氏、事業計画者は、〇〇〇〇氏です。

変更の目的及び必要性は、事業計画者 〇〇〇〇氏は現在実家に両親と妻と子どもとともに生活しており子どもの成長に伴いプライバシーの保護や子ども部屋の確保等、現在の住まいでは手狭に感じており自己住宅の建築が必要となりました。

当該地は、県道〇〇〇〇より東へ350m先〇〇〇〇神社を左折し県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ350m地点右側に位置します。申請地北側に位置する〇〇〇〇番4の畑より2m、西側に位置する9番1の畑より4m離して建設するため日照等の影響はないと思われます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました石川農業振興地域整備計画変更番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第7号 石川農業振興地域整備計画変更番号3について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、石川農業振興地域整備計画変更番号4を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 石川農業振興地域整備計画変更番号4を調査した結果を報告いたします。

2月10日、午前9時30分より申請人の長久保貢氏、代理人でベストファーム行政書士法人の野崎氏、荒木事務局長、岸浪係長、農政課の佐川主事、農地利用最適化推進委員の伊藤良平治氏、小豆畑元氏と農業委員の私の8名で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇の2筆で地目 畑、合計3,826㎡の現地調査を行いました。

場所は、石川町役場から国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇市方面に向い、1km先の信号機を左折し農免道路を約4km進んだ道路沿い左手に位置します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、今後も事業を継続するために繁殖牛から肥育牛へ切替ることを計画していますが、既存の牛舎では手狭となるため新たに牛舎の建築が必要になり今回の申請に至りました。

申請地は、既存の牛舎に隣接した山間地で牛の肥育に適した場所で、自宅も近く管理面でも最適な場所です。なお、自宅以外に民家は無く近所からのクレームも今まで発生したことはありません。

以上の理由により農地ではありますが牛舎建築敷地として選定いたしました。

取水は、井戸水を利用します。雨水は自然浸透及び敷地内に傾斜を配し南側既存側溝へ流します。また、汚水の排水はありません。糞尿は糞と混ぜ堆肥舎で醗酵させ牧草畑等で使用しますので、外部への流失はありません。

ん。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

只今報告のありました石川農業振興地域整備計画変更番号４の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第７号石川農業振興地域整備計画変更番号４について、承認するものと決定いたします。

（４）議案第８号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第８号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「Ｂ分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第３（３）ウにおいて、農業委員が実施した農地法第３０条第１項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第２条第１項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号 1 から番号 154 を一括して承認することにご異議ございませんか。

 《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

 これで本日の会議を閉じます。

午後 2 時 38 分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

4 番

5 番
